

木城町地方創生移住支援金交付要綱

令和7年7月15日
地域政策課

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住の促進及び地域における人材確保を目的として、東京圏（条件不利地域を除く）から本町に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内で移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県を、「条件不利地域」とは、以下の市町村をいう。

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）に規定する移住支援金の支給要件を満たす者（当該者が同一世帯に2人以上いる場合にあっては、当該者のうち、いずれか1人に限る。）とする。

2 県要領第5の1(1)④に定める関係人口の対象範囲については、(1)のいずれかに該当し、かつ(2)のいずれかに該当すること

(1) 支給対象者の要件

- ① 木城町のお試し移住体験事業に参加経験を有する者
- ② 木城町や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者
- ③ 木城町に居住経験のある者

(2) 地域の担い手確保の要件

- ① 農林水産業に就業する者
- ② 家業等へ就業する者
- ③ 木城町立地認定企業に就業した者。木城町商工会加盟の事業所に就業した

者。またはこれに準ずる就業先に就業した者で町長が認める者

- ④ 自治体や地域づくり団体等が関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者

(支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 単身での移住の場合 60万円

(2) 2人以上の世帯での移住の場合 100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。)

(交付申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表1に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条に規定する申請書等を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは木城町地方創生移住支援金交付決定及び交付確定通知書(様式3)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかに移住支援金を支給するものとする。

(届出の義務)

第7条 移住支援金の交付の決定を受けた者(以下「支援対象者という。’)は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 町長は、移住支援金の交付について適切な実施等を確保するために、必要があると認めるとき又は宮崎県知事から要請を受けたときは、支援対象者に対し、地方創生移住支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、支援対象者が県要領に規定する移住支援金の返還要件に該当する場合は、当該地方創生移住支援金の交付を受けた者に対し、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして町長及び宮崎県知事が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月15日から施行する。

別表 1

全員必須	①写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等提示により本人確認できる書類） ②木城町地方創生移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式 1） ※転入の事実の確認は、木城町が住民票を確認することにより行う。 ③移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式 1 別紙 1） ④移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類、世帯向けの金額を申請する場合は世帯分のもの） ※転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票 ⑤移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る） ⑥移住支援金に係る個人情報取扱いについての同意書（様式 1 別紙 2） ⑦移住支援金交付請求書（様式 4）
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区への通勤者のみ提出	東京 2 3 区で勤務していた企業等の就業証明書、ハローワーク発行の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
東京 2 3 区以外の東京圏から東京 2 3 区に通勤していた法人経営者・個人事業主のみ提出	①開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類） ②個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
東京圏から東京 2 3 区内の大学等に通学し、東京 2 3 区内の企業等へ就職した者のみ提出	①卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類） ②東京 2 3 区で勤務していた企業等の就業証明書、ハローワーク発行の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
移住支援金（就業）申請者のみ提出	就業証明書（対象事業所就職）（様式 2-1） ※雇用形態、応募日等を確認できる書類

移住支援金(テレワーク)申請者のみ提出	就業証明書(テレワーク)(様式2-2) ※自己の意思を確認できる書類 ※個人事業主・フリーランスは就業時間の証明書(テレワーク)(様式2-3)
移住支援金(関係人口)申請者のみ提出	就業先企業等の就業証明書(就業していることが確認できる書類) 木城町長から提出を求められた書類
移住支援金(起業)申請者のみ提出	起業支援金の交付決定通知書(写)